

いじめ防止の取組チェックポイント(○×)

項 目		評価
指導体制	1 いじめの問題の重大性を全教職員が認識し、校長を中心に一致協力体制を確立して実践を行っているか。	
	2 いじめの態様、原因・背景、具体的な指導上の留意点等について職員会議などの場で取り上げ、教職員間の共通理解を図っているか。	
	3 いじめをはじめとする問題行動等に対しては、あらかじめ定められている指導基準に基づき、「してはいけないことはしてはいけない」と毅然としたねばり強い指導をおこなっているか。	
	4 いじめられている子供の立場に立った指導を行うとともに、いじめられている生徒を守りとおす姿勢を示しているか。	
	5 いじめの問題について、特定の教員が抱え込んだり、事実を隠したりすることなく、報告・連絡・相談・確認を確実にし、学校全体で対応する体制が確立しているか。	
教育指導	6 お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする指導等の充実に努めているか。特に、「いじめは人間として許されない」との強い認識に立って指導にあたっているか。	
	7 学校全体として、校長をはじめ各教職員がそれぞれの指導場面においていじめの問題に関する指導の機会を設け、積極的に指導を行うよう努めているか。	
	8 道徳や学級活動(ホームルーム)の時間にいじめに関わる問題を取り上げ、指導が行われているか。	
	9 学級活動(ホームルーム)や児童生徒会活動などにおいて、いじめの問題との関わりで適切な指導助言が行われているか。	
	10 生徒に幅広い生活体験を積ませたり、社会性の涵養や豊かな情操を培う活動の積極的な推進を図っているか。	
	11 教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう細心の注意を払っているか。	
	12 いじめを行う生徒に対しては、総合的な背景の理解や特別な指導計画による指導の他、状況によっては、出席停止や警察との連携による措置も視野に入れた、毅然とした対応を行うこととしているか。	
	13 いじめられている生徒に対して、心のケアやさまざまな弾力的措置等、いじめから守り通すための対応を行っているか。	
	14 いじめが解消したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な指導を行っているか。	
早期発見・早期対応	15 部活動(中高生)における生徒同士の人間関係等を積極的に把握し、良好な関係が築けるよう指導しているか。	
	16 授業規律を確立するために指導方針や指導基準を明確に示して、全教職員で取り組んでいるか。	
	17 教職員は、日常の教育活動を通じ、教職員と生徒、生徒間の好ましい人間関係の醸成に努めているか。	
	18 生徒の生活実態について、きめ細かく把握に努めているか。	
	19 生徒が発する危険信号を見逃さず、その一つ一つに的確に対応しているか。	
	20 いじめについて訴えなどがあつたときは、問題を軽視することなく、保護者や友人関係等からの情報収集等を通じて事実関係の把握を正確かつ迅速に行い、事実を隠蔽することなく、的確に対応しているか。	
	21 いじめの問題解決のため、教育委員会との連絡を密にするとともに、必要に応じ教育センター、児童相談所、警察等の地域の関係機関と連携協力を行っているか。	
	22 校内に生徒の悩みや要望を受け止めることができるような教育相談(スクールカウンセラー、相談員等)の体制が整備されているか。また、それは適切に機能しているか。	
	23 学校における教育相談体制について、保護者にも十分理解され、保護者の悩みに応えることができる体制になっているか。	
家庭地域との連携	24 教育相談の実施にあたっては、必要に応じて教育センター等の専門機関との連携が図られているか。また、教育センター、人権窓口、児童相談所等学校以外の相談窓口について、周知や広報の徹底が行われているか。	
	25 生徒等の個人情報の取扱について、適切に取り扱われているか。	
	26 学校におけるいじめへの対応方針や指導計画等を公表し、保護者や地域住民の理解を得られるようにしているか。	
	27 家庭や地域に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校通信などを通じて、家庭との緊密な連携協力を図っているか。	
	28 いじめが起きた場合、学校として家庭との連携を密にし、一致協力してその解決にあたっているか。いじめの問題について、学校のみで解決することに固執しているような状況はないか。	